

平成30年5月22日

平成30年度緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業の留意事項について

一般社団法人 日本食鳥協会
会長 佐藤 実

本留意事項は、平成30年度国産畜産物安心確保等支援事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）実施要領第8に基づき、この事業の実施につき必要な事項について、留意すべき事項として定めたものです。

本事業の実施に当たっては、実施要領と併せて本留意事項に留意して下さい。

第1 本事業の目的について

本事業は、高病原性鳥インフルエンザ等の発生により流通が滞った鶏肉（以下「滞留鶏肉」という。）の一時保管及び食鳥処理場の再開に必要な設備及び機器のリースに対して必要な経費の一部を補助することにより、緊急時の速やかな再開を支援し、食鳥の円滑な集出荷・処理を促進することを目的としています。

第2 本事業の基本的な考え方

本事業は、第1で想定する緊急時の掛かり増し経費について支援するものであり、移動制限がかかる前からの通常の操業において生じる経費相当分は本事業の対象外です。

第3 滞留鶏肉の一時保管及び食鳥処理場の再開に必要な設備及び機器のリース等に対する支援の内容について

1 共通事項

- (1) 支援対象となる設備機器の運転に要する電気等の光熱費、消毒液及び輸送に係る燃料等の消耗品費については、補助対象外とします。
- (2) 補助対象期間の終了後もリース契約自体は続けることが可能ですが、本事業で補助対象とする経費は、リース業者からの請求額のうち補助対象期間に対応する部分を日割りで算出した額に限ります。

2 滞留鶏肉の一時保管支援について

- (1) 実施要領第3の1の(1)で規定する一時保管支援の対象鶏肉等のうち正肉等については、中抜き解体後、加工処理を行い卸・小売業者に販売できる状態にまで商品化した鶏肉です。したがって、と体段階の一時保管肉(中抜きと体、外はぎと体)、焼き鳥や唐揚等の鶏肉を加工商品化したものは対象外とします。

具体的な補助対象はもも肉、むね肉、ささみ、手羽等食鶏取引規格又は食鶏小売規格に掲げる解体品とします。ただし、日常的に流通・販売している商品としてのと体等は対象とします。

- (2) 実施要領第3の1の(1)で規定する一時保管支援の対象鶏肉等のうち副産物については、食用としての市場価値がある副産物です。したがって、化製原料用の副産物等は対象外とします。

具体的な補助対象はもみじ、とさか、小骨等であって食用として商品で流通するものとします。

- (3) 実施要領第3の1の(1)で規定する一時保管支援の対象鶏肉等は、原則として移動制限期間中に処理した鶏肉等とします。ただし、移動制限発令の前日に解体処理し、出荷先が決定していたにもかかわらず、高病原性鳥インフルエンザ等の発生により急遽その出荷が滞ったことが証明できるものについては、支援対象に含めます。この場合は、自社食鳥処理場からの出荷を目前に控え、発送待ちをしていたときに突然、移動制限が発令されたという状況を主に想定しています。

移動制限発令前に出荷が決まっていたと認定されるには、注文伝票やFAXなどの証拠書類の存在が必要です。電話やメールで受注してしまった場合については、後日、発注元から「〇月〇日に電話(又はメール)で、△△食鳥処理場に鶏〇肉△キログラムの注文を入れた件については、改めて書面でも通知します。」という文面の発注元の正式捺印入り書類を発行してもらい、これにメールの場合は当該メールの写しと、あれば年間の出荷計画書等を添えて協会に提出した場合に限り、移動制限発令前に出荷が決まっていたと認定することとします。

この場合も、自社の既存設備及び自社車両を使つての保管及び輸送は、補助対象となりません。外部から保管設備をリースで借り入れたり、または、外部の営業倉庫を借りて一時保管したり、外部の車両を借りて営業倉庫まで滞留鶏肉を輸送した場合のみ補助対象となります。

- (4) 実施要領第3の1の(1)で規定する一時保管支援の対象期間は、移動制限発令日から起算します。一時保管支援の対象となる滞留鶏肉が保管倉庫内に残っていても、移動制限解除から21日間が経過した時点で補助対象

期間は終了します。ただし、移動制限解除から21日間が経過していなくても、この事業の対象として一時保管された滞留鶏肉がすべて流通販売された時点で補助対象期間は終了となります。

(5) 実施要領第3の1の(1)のウの(ア)で定めるリース料は、区域内処理事業者が移動制限発令後に、保管のため新たにリース導入した業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫のリース料とします。これら保管設備の導入にあたって必要な受電設備等の付帯設備も補助対象に含めます。ただし、本事業は施設整備事業ではないため、補助対象となる付帯設備は、撤去可能で一時的な設置に供される簡易な設備及び機器に限ります。

(6) 実施要領第3の1の(1)のウの(イ)で定める営業倉庫の保管料、入出庫料、凍結料、車両借り上げ費の補助申請及び算定に当たっては、通常時から営業倉庫を活用して鶏肉の保管を行っている数量相当分は対象外とします。

(7) 実施要領第3の1の(1)のウの(イ)で定める輸送に必要な車両の借り上げ費は、保冷車の借料とします。食鳥処理場から保管施設に運ぶまでの片道分だけを補助対象とし、保管場所からの搬出経費は対象外とします。

(8) 区域内処理事業者が、自社にある既存の保管設備、自社所有車両、自社従業員を利用して行った保管及び輸送にかかる経費は補助対象外です。

区域内処理事業者のグループ会社にある既存の保管設備、車両、従業員等を区域内処理事業者が一時借用して行った保管及び輸送にかかる経費も補助対象外です。ただし、グループ会社の保管設備の借用については、保管料の收受及び入出庫の記録が明らかとなる証拠書類が提出された場合に限り、例外的に対象とします。

(9) 区域内処理事業者が他業者から車両を借り上げ、自社従業員等を使って輸送する場合、輸送車両(保冷車)のレンタル代のみを補助対象とします。

(10) 入出庫料は、同一の鶏肉につき入庫料・出庫料各1回分のみ対象とします。一時保管支援の対象期間中、営業倉庫に一時保管された対象鶏肉の総実数量に1キログラムあたりの入庫料単価、あるいは、出庫料単価を掛けて算出される額を、入庫料、出庫料それぞれの補助上限額とします。

(11) 凍結料は、営業倉庫に係る経費と併せて請求されるものであって、同一の鶏肉につき1回分のみ対象とします。一時保管支援の対象期間中、営業倉庫に一時保管された対象鶏肉の総実数量に1キログラムあたりの凍結料を掛けて算出される額を補助上限額とします。

3 食鳥処理場の再開の支援について

(1) リース支援の対象は、消毒用高圧洗浄機とします。これらリース設備等

- の導入に必要な受電装置等附帯設備も補助対象に含めます。
- (2) 補助対象となるリース期間は、移動制限措置が発令された日から解除されるまでの期間とします。
 - (3) 同一年度内に既に補助を受けた場合であっても、その後また別の移動制限措置がかかればその都度リース支援の対象とします。

第4 補助金交付申請に必要な書類について

補助金交付申請に当たっては、次に掲げる必要な書類を添付すること。

1 滞留鶏肉の一時保管に必要な設備のリース等

- (1) リース契約書及びリース料の支払い額が明らかな書類で、次の事項の内容が記載されているものであること。

ア 名称・型式・能力 イ 契約数量 ウ リース期間

- (2) リース物件に係るその他付帯設備等を設置する場合は、設置したことが明らかな書類で、次の事項が記載されているものであること。

ア 名称及び機能 イ 導入個数 ウ リース物件との関連性

2 食鳥処理場の再開に必要な機器のリース等

- (1) リース契約書及びリース料の支払いが明らかな書類で、次の事項の内容が記載されているものであること。

ア 名称・型式・能力 イ 契約数量 ウ リース期間

- (2) リース物件に係るその他附設備等を設置する場合は、設置したことが明らかな書類、次の事項が記載されているものであること。

ア 名称及び機能 イ 導入個数 ウ リース物件との関連性

- (3) リース対象期間中のリース物件の作業日報等の写し

3 滞留鶏肉の一時保管について

- (1) 滞留鶏肉の保管に係る保管会社との保管に係る契約書等及び入出庫料、保管料及び凍結料等の支払いが明らかな書類で、一時保管した滞留鶏肉の日別の入出庫記録（内容及び重量が明らかなもの）が記載されているもの。

- (2) 一時保管設備までの輸送に必要な車両（保冷車）をリースしたリース契約書及びリース料等の支払いを証明する領収証等の写し

4 その他

リース契約に当たっては、必ず最低2社の見積もりをとり、最低価格を提示した会社とリース契約を締結することが必要です。

契約形態がリースで、かつ、契約を証明する書類があれば、農協等から借用する場合でも対象となります。

以上